

平成 25 年 6 月 28 日

不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会
座長 吉村 泰典 殿

構成員 今村 定臣

特定治療支援事業の実施医療機関の要件、情報の取扱いについて

本日は、日本医師会常任理事としての公務出張のため、やむを得ず検討会を欠席させていただきますことをご了承ください。

本日議論される予定となっている標記の議案について、小職としての意見を下記のとおり提出いたします。

記

1. 人員配置基準について

➤ p2 に示す日本生殖医学会認定生殖医療専門医の配置については、現行の専門医数等を勘案すれば、年間採卵件数が 100 件以上の施設においても現時点でこれを義務化することは適切ではなく、「案の 1」のように努力義務として 3 年後に改めて検討するのが適当と思われる。

➤ p3 の不妊症看護認定看護師、母性看護専門看護師については、現状の配置率を考慮すれば、努力義務とは言え配置に言及することは適切ではないと考える。各施設における看護師の実地教育等による技量のレベルアップが現実的な対応ではないか。

2. 実地医療機関の情報の取扱いについて

➤ p8 の実施医療機関に関する情報の提供の重要性については理解するものであるが、これらの対応は、母体保護法に基づく指定施設等、他の制度にも波及する可能性があり、情報の公開には慎重な対応が求められる。

また、具体例として治療成績等について記載されているが、対象者の年齢などの条件により治療結果は大きく左右されるものであり、客観的な指標とし得るものか疑問である。

以上